

09 厚生労働省(構造改革特区第22次提案 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係府省庁
1001010	小規模多機能型居宅介護事業所管理者要件の緩和	<p>現行において小規模多機能型居宅介護事業所管理者の兼務が認められているのは「指定認知症対応型共同生活介護」「指定地域密着型特定施設」「指定地域密着型介護老人福祉施設」「指定介護療養型医療施設」の4事業所であるが、これに、同じ地域密着型サービスである「認知症対応型通所介護事業所」を加える。</p>	<p>左記の規制緩和により、ご利用者様の細やかなニーズに対応が出来ること、地域包括ケアが推進されること、両事業所における管理経費の削減により効率的な経営が可能になることが上げられる。</p> <p>提案理由： 地域包括ケアの実現には、規模に関わらず各種介護サービスの連携が必要であるが、小規模多機能型居宅介護事業所と認知症対応型通所介護事業所を合築する場合、それぞれの事業所で召集される運営委員会の開催が重複することを避け、一体的に運営されることが効果的である。また、同じ地域密着型サービス事業所であり、認知症に対応したサービス事業所であることと、管理者要件(所定の研修を修了していること等)が同等であることにより、一体的な運営を図ることができる。</p>		第一商事株式会社	岩手県	厚生労働省
1004010	要介護認定の有効期間の延長	<p>要介護(要支援)認定に関し、現行、最大12ヵ月又は24ヵ月となっている更新申請に係る設定可能な認定有効期間について、これを最大48ヵ月に延長する。</p>	<p>要介護認定事務の適正化を図る観点から、更新申請に係る設定可能な認定有効期間について、現行の3～12ヵ月(前回要介護→今回要介護については3～24ヵ月)から3～48ヵ月に延長する。</p> <p>申請件数が増加する中、人口オーナスを背景に、要介護認定者は、一気に加速していくことが予想され、要介護認定事務は、客観的にサービス供給量を決定し、介護サービスの受給者の公平性を確保するために不可欠な仕組みである一方、人的及び財政的な制約下にある自治体にとって、利用者が必要とするサービス提供されるよう、継続的かつ安定的に要介護認定事務を実施していく観点から、制度の改善を図ることが急務となっている。</p> <p>被保険者別の介護度の変化、年齢層別の平均介護度のデータでは、介護サービスの提供による心身機能・ADL・生活機能の維持とともに、85歳以上の層で介護度は加齢とともに上昇する傾向にあるが、その上昇の度合いは極めて緩やかなものとなっている。また、同一介護度の継続期間としては、24ヵ月が多いものの、48ヵ月もかなり高い数値を示している。</p> <p>現行においても、急性期にある人はもちろんのこと、状態像に変化が予測されるケースに対し、審査会が長期にわたる有効期間を付与することはなく、当面、介護度が大きく変わることがないと判断されるケースについては、最大48ヵ月の範囲内で有効期間の設定を可能とすることは、利用者、保険者双方にとって有意といえる。</p>		宇部市	山口県	厚生労働省

09 厚生労働省(構造改革特区第22次提案 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係府省庁
1005010	金澤町家を活用した旅館における構造設備基準の緩和	<p>「重要文化的景観地区」等における伝統的な建造物(町家)を利用した旅館営業につき、一定の要件を満たすことにより、玄関帳場等の設置基準を緩和し、特性を維持したまま営業することを可能にする。 (全国展開された「特例措置番号935号」の対象地区を拡大するもの)</p>	<p>【提案理由】: 本市では、北陸新幹線開業に向けて、町家に滞在しながら、金沢の伝統文化に触れ合う生活を来街者に提案しようとしている。(金澤ふうライフ提案事業) 来街者にとっては、金澤町家を1棟ごと借りることにより、金沢に住む風情が体感できるほか、地域住民に対しても、町家の魅力が発信され、減少する町家の保存活用にもつながっていくことが期待される。しかしながら、現状、このような取り組みは少ない。</p> <p>町家宿泊所に対する特区(特例措置935号)の全国展開が、先般行われ、玄関帳場の設置基準が緩和されたが、対象地区が「重要伝統的建造物群保存地区」に限定されている。 本市は、同じく文化財保護法における「重要文化的景観地区」及び「文化的景観地区」を有しており、金沢城跡周辺を中心とした同地区には、貴重な町家が多く存在している。そこで、同地区においても、玄関帳場等の構造設備基準の緩和を行うことにより、旧市街地の金澤町家を風情ある旅館施設へ活用する取り組みを促進したい。</p> <p><規制緩和の対象地区> 現行:重要伝統的建造物群保存地区 → 特区:文化財保護法第2条第1項第5号、第134条における重要文化的景観地区及び、文化的景観地区において市長が特に認めるもの</p> <p>【代替措置】: 玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていることなど「重要伝統的建造物群保存地区」における代替措置要件に同じ</p>		金沢市	石川県	厚生労働省
1006010	試行雇用奨励金の対象者の拡大	<p>現在、試行雇用奨励金の対象者のうち、雇用保険法施行規則第百十条の三及びトライアル雇用事業実施要領により、中高年齢者について、雇用保険受給資格者という要件がある。 この要件について、女性に限り緩和する。</p>	<p>現在試行雇用奨励金については、雇用保険法施行規則において対象が定められている。 対象は若年者(45歳未満の者)については、雇用保険の被保険者の要件はないが、中高年齢者(45歳以上)は、トライアル雇用事業実施要領の中で原則雇用保険受給資格者または被保険者資格の喪失日の前日から起算して1年前の日から当該喪失日の間に被保険者であった期間が6カ月以上あった者とされている。 現在政府において「女性の活躍促進による経済活性化」を進めているところであるが、本県においては、「埼玉版ウーマノミクスプロジェクト」で、女性の活躍による経済の活性化を推進しているところである。 女性の活躍を推進するためには、企業における働きやすい環境づくりを進めるほか、子育て等でブランクがある女性の再就職を支援する必要もある。 しかし、45歳以上の主婦等が再就職する場合、雇用保険の被保険者でない者がほとんどであり、企業が45歳以上の主婦を試行雇用する場合、この制度が利用できない。 雇用保険受給資格者の要件を緩和することにより、職業経験、技能、知識等から再就職が困難になっている主婦の再就職の不安や、企業との雇用のミスマッチを解消し、女性の就業増加を促進し、地域経済を活性化する効果が見込める。</p>		埼玉県	埼玉県	厚生労働省

09 厚生労働省(構造改革特区第22次提案 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係府省庁
1011010	有料職業紹介事業は都道府県が許可するようにすること	<p>職業安定法第30条第1項では、有料職業紹介事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を得なければならないとしています。これを以下のように改正すべきであると考えます。</p> <p>(改正の案) 有料職業紹介事業を行おうとする者は、申請者の所在地(申請者が法人の場合には、その主たる事務所の所在地)の都道府県の許可を得なければならない。</p>	<p>都道府県の有料職業紹介事業許可制による、実情に即した迅速かつ確かな職業紹介事業の展開、雇用情勢の改善。求職者に、キャリア・コンサルティングや職業訓練、積極的求人企業開拓等を含めた総合的な職業紹介サービスを地域の実情に合ったかたちで適宜提供していくためには、事業開始2カ月前までに所在地を管轄する都道府県労働局を経由して申請し、厚生労働大臣の許可を得る全国一律的な手続きでは、地域の特性、近年の急速な雇用情勢の変化に対応する上で困難です。地域の特性に合った有料職業紹介サービスを迅速に提供できるようにすることにより、雇用のミスマッチを解消する上でも有効です。</p>		株式会社東京リーガルマインド	東京都	厚生労働省
1014010	特定労働者派遣事業の適正化	<p>労働者派遣法および労働者派遣事業関係業務取扱要領において定められている常時雇用の定義の適正化</p>	<p>労働者派遣法および労働者派遣事業関係業務取扱要領の中で常時雇用は期間の定めのない雇用契約以外でも常時雇用可と規定されているため、そこを拡大解釈した事業者が短期契約社員や日雇を特定派遣労働者として違法派遣行為を行っており、劣悪な環境下で労働している者が存在する。そこで常時雇用の規定を以下の通り改訂することにより違法派遣を一掃でき適切な労働市場の構築が見込まれる。</p> <p>特定労働者派遣定義 ・期間の定めのない労働契約を締結している。 ・派遣元が社会保険、労働保険、厚生年金など、必要な手続きがされている労働者。</p>		非公表	非公表	厚生労働省

09 厚生労働省(構造改革特区第22次提案 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係府省庁
1014020	特定労働者派遣事業の二重派遣禁止の緩和	労働者派遣法第24条の2および、職業安定法第44条では、いわゆる二重派遣を禁止しているが、それは、一般労働者派遣にのみ適用するものとし、先に定めた特定労働者派遣事業者は、その限りではない旨の追加。	特定派遣労働者の定義を上記の通り定めると、必然的に労働者の労働上の責任は、派遣元事業主にかかる。その場合、常時雇用されていないものを派遣する一般労働者派遣とは性質が異なるため、基本的に二重、三重などという制限を受けることの必要性がなくなる。 この規制が緩和になると、企業規模の大小に関わらず適正な雇用をしている事業者でも、法的な信頼を得られるため、大手企業との取引が円滑となり、ビジネス展開が容易になることが想定される。		非公表	非公表	厚生労働省
1014030	特別な特定派遣労働者の同業者への転職等禁止	労働者派遣法第33条には、派遣労働者の派遣契約終了後の転職の制限の禁止や、派遣先による引抜を規制しない規定となっているが、これは一般労働者派遣にのみ適用するものとし、労働者に対し対価をかけて必要な教育を施した特定労働者派遣事業者は、その限りでない旨の追加。	一般労働者派遣とは異なり、特定労働者派遣事業者の内、正社員(常時雇用者)に対して費用をかけて教育を行っている所がある。この法律の通り、教育訓練を受けて転職が有利となった段階で、転職されてしまえば、事業者が労働者に対して教育訓練をさせる意識の低下につながり、果てには日本の産業力の低下を示唆することとなる。 よって、労働基準監督署などの認定により、適切な教育訓練の施設を持っている特定派遣事業者に関しては、この法律の除外を求めるものである。		非公表	非公表	厚生労働省

09 厚生労働省(構造改革特区第22次提案 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係府省庁
1018010	非農林漁業者の農林漁業体験民宿開業に係る旅館業法の規制緩和	過疎法に基づく過疎地域がある市町において、非農林漁業者(NPO法人など地域外の者も含む)が、農林漁業体験民宿を開設するにあたり、市町が事業者とともに、消防法については消防署、旅館業法については保健所に事前確認し、宿泊者安全性等(消防・保健衛生・特例の必要性)の確保ができると市町が認めたものについて、農林漁業者と同様の旅館業法の特例を認めること。	(提案理由) ・農林漁業者が運営する農林漁業体験民宿は、客間一間(33㎡未満)でも旅館業(簡易宿所)の許可を受け、開業が可能となり、建築基準法や消防法でも規制が緩和され、最小限の増改築で民宿を開業することができる。 ・一方、非農林漁業者でも農林漁業体験民宿の開業が認められるようになったものの、客室面積33㎡未満の場合、開業不可で農林漁業者と同様の規制緩和の適用が受けられない状況である。 ・地元の農林漁業者は、過疎化、高齢化により、体験民宿の運営が困難なため、NPO法人等に運営を委ねる意向があることから、農林漁業者の体験民宿の開業の機会を奪うことにはならない。 ・農林漁業者が開設する農林漁業体験民宿は、宿泊を必要とする農作業を伴うことから特例措置が認められており、本提案で想定している体験民宿についても同様の作業を伴うことから、農林漁業者と同様の特例措置を求めるもの。 ・市町が事業者とともに、消防法については消防署、旅館業法については保健所に事前確認し、宿泊者安全性等(消防・保健衛生・特例の必要性)について確保ができると市町が開設時に認めるとともに、開設後も継続的に指導することにより「宿泊者の安全確保」を担保する。 ・農林漁業者が開設する農林漁業体験民宿についても、過当競争が発生する可能性はあるので、過当競争の発生が懸念されるとの国回答(第21次提案最終回答)は合理的理由が無い。		兵庫県	兵庫県	厚生労働省
1018020	私立保育所における3歳未満児に対する給食の外部搬入の実施	公立、私立を問わず保育所の適切な運営を図るため、公立保育所が給食の外部搬入を認められている地域では、公立保育所だけでなく、私立保育所でも3歳に満たない児童に対して給食の外部搬入を可能とすること。	(提案理由) ・公立保育所では、特区認定により3歳に満たない児童の食事の外部搬入が認められている一方で、私立保育所では認められておらず、公立保育所とのバランスを欠くため。 ・なお、平成24年10月から構造改革特区評価・調査委員会において「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業(3歳未満児に関する事項)」の評価に関する審議が開始され、25年2月を目途に結論が出される予定であること、また、本県では地域によっては乳幼児数の減少から自園調理が大きな負担となっている私立保育所があることから、これらを踏まえ、私立保育所での早期の実施実現に向け、検証・検討を進められたい。		兵庫県	兵庫県	厚生労働省

09 厚生労働省(構造改革特区第22次提案 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係府省庁
1018040	社会福祉法人が無料職業紹介を行う 場合の規制緩和	就労移行支援事業所を設置している社会福祉法人のうち、当該社会福祉法人の本部、及び法人が運営する社会福祉事業に対して、過去4年間に改善勧告以上の行政措置を受けていないと県が認めた法人が、同事業所の利用者を対象に無料職業紹介を行う場合は、国の許可を不要とし、届出のみにより実施することを認め、機動的に職業紹介を行えるようにすること。	<p>(提案理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、職業安定機関以外の民間事業者が無料職業紹介事業を行う場合は、職業安定法により厚生労働大臣の許可が義務付けられているが、地方公共団体のほか、学校等、商工会議所や農業協同組合等の特別の法人が行うものに限りに、届出で足りることになっている。 ・障害者の雇用を促進するためには、就労移行支援を行う社会福祉法人が障害者の職業紹介に積極的かつ円滑にその役割を果たすことが求められるが、現行法上、そのような社会福祉法人は、届出により無料職業紹介事業が行える特別の法人とされていない。 ・このため、対象者が限定されている就労移行支援事業所を設置した社会福祉法人が同事業所の利用者に対して無料職業紹介事業を実施する場合は、対象者が限定されており、その職業紹介の目的も学校等と同様のものであることから、学校等と同様に届出により機動的に実施できることにより、障害者の雇用促進が期待できる。 ・当該団体が就労移行支援事業所の利用者のために無料職業紹介を行う場合は、対象者が就労移行支援事業所の利用者に限られていることに加え、求職している障害者の利益に資する。 ・就労移行支援事業所を設置している社会福祉法人が行う無料職業紹介事業は、事業運営の適格性・求職者の利益の保護の観点から問題がないとは言えない理由を示されたい。 		兵庫県	兵庫県	厚生労働省
1028010	障害者(児)受入れに当たっての基準 の緩和	障害者(児)が、近隣において障害者自立支援法に基づく共同生活介護を利用することが困難な場合、介護保険法の指定認知症対応型共同生活介護事業所を利用できるよう、障害者自立支援法に基づく基準該当共同生活介護サービスを設定すること。単価の設定については、介護保険法と同等の報酬単価を適用すること。	<p>障害者(児)が、近隣において障害者自立支援法に基づく共同生活介護を利用することが困難な場合、介護保険法の指定認知症対応型共同生活介護事業所を利用できるよう、障害者自立支援法に基づく基準該当共同生活介護サービスを設定すること。単価の設定については、介護保険法と同等の報酬単価を適用すること。</p> <p>これにより、地域に数多くある高齢者介護サービス基盤(指定認知症対応型共同生活介護事業所)を活用し、障害福祉サービス利用者のサービス利用が促進される。</p> <p>【提案理由】(課題) 高齢化の進行とともに、高齢者介護サービス基盤の整備は進んでいる一方で、障害福祉サービスの施設が身近に少ない。(H24.4.1現在、指定認知症対応型共同生活介護事業所が327か所あるのに対して、障害者の指定共同生活介護事業所は65か所にとどまり、障害福祉サービスの認定を受けたが未利用の障害者が23年度末現在26人いる。) 特に賀茂地域(3)や北遠地域(0)等の山間地等の過疎地域においては指定共同生活介護事業所が3箇所しかなく、地域的に今後も障害分野のみで箇所数を増やしていくことが困難なため、介護施設の利用を視野にいれたうえで環境整備が望まれる。</p>	ふじのくに型福祉サービスの推進	静岡県	静岡県	厚生労働省

09 厚生労働省(構造改革特区第22次提案 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係府省庁
1028020	指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員の緩和	<p>障害者(児)が近隣において障害者自立支援法に基づく生活介護・短期入所を利用することが困難で、介護保険法の指定小規模多機能型居宅介護事業所を、障害者自立支援法の生活介護事業所・短期入所事業所とみなし利用し、介護保険法に基づく人員基準(3:1)以上の人員配置をしている場合は、障害者(児)の定員は別枠とし、現行介護保険法令で規定されている指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員25名を、定員の2割を限度に障害者(児)が登録可能とすること。</p>	<p>障害者(児)が近隣において障害者自立支援法に基づく生活介護・短期入所を利用することが困難で、介護保険法の指定小規模多機能型居宅介護事業所を、障害者自立支援法の生活介護事業所・短期入所事業所とみなし利用し、介護保険法に基づく人員基準(3:1)以上の人員配置をしている場合は、障害者(児)の定員は別枠とし、現行介護保険法令で規定されている指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員25名を、定員の2割を限度に障害者(児)が登録可能とすること。 これにより、地域に数多くある高齢者介護サービス基盤(指定小規模多機能型居宅介護事業所)を活用し、障害福祉サービス利用者のサービス利用が促進される。</p> <p>【提案理由】(課題) 高齢化の進行とともに、高齢者介護サービス基盤の整備は進んでいる一方で、障害福祉サービスの施設が身近に少ない。(H24.4.1現在、指定小規模多機能型居宅介護事業所が101か所あるが、障害福祉サービスの認定を受けたが未利用の障害者が23年度末現在226人いる。) 特に賀茂地域(1)や北遠地域(0)等の山間地等の過疎地域においては通所の生活介護事業所が1箇所しかなく、地域的に今後も障害分野のみで箇所数を増やしていくことが難しいことや、遠方の事業所に通所するのは困難なことから、介護施設の利用を視野にいれたうえでの環境整備が望まれる。</p>	ふじのくに型福祉サービスの推進	静岡県	静岡県	厚生労働省
1028030	指定小規模多機能型居宅介護事業所の利用定員の緩和	<p>障害者(児)が近隣において障害者自立支援法に基づく生活介護・短期入所を利用することが困難で、介護保険法の指定小規模多機能型居宅介護事業所を、障害者自立支援法の生活介護事業所・短期入所事業所とみなし利用し、介護保険法に基づく人員基準(3:1)以上の人員配置をしている場合は、障害者(児)の定員は別枠とし、現行介護保険法令で規定されている指定小規模多機能型居宅介護事業所の利用定員15名を、定員の2割を限度に障害者(児)が利用可能とすること。</p>	<p>障害者(児)が近隣において障害者自立支援法に基づく生活介護・短期入所を利用することが困難で、介護保険法の指定小規模多機能型居宅介護事業所を、障害者自立支援法の生活介護事業所・短期入所事業所とみなし利用し、介護保険法に基づく人員基準(3:1)以上の人員配置をしている場合は、障害者(児)の定員は別枠とし、現行介護保険法令で規定されている指定小規模多機能型居宅介護事業所の利用定員15名を、定員の2割を限度に障害者(児)が利用可能とすること。 これによって、地域に数多くある高齢者介護サービス基盤(指定小規模多機能型居宅介護事業所)を活用し、障害福祉サービス利用者のサービス利用が促進される。</p> <p>【提案理由】(課題) 高齢化の進行とともに、高齢者介護サービス基盤の整備は進んでいる一方で、障害福祉サービスの施設が身近に少ない。(H24.4.1現在、指定小規模多機能型居宅介護事業所が101か所あるが、障害福祉サービスの認定を受けたが未利用の障害者が23年度末現在226人いる。) 特に賀茂地域(1)や北遠地域(0)等の山間地等の過疎地域においては通所の生活介護事業所が1箇所しかなく、地域的に今後も障害分野のみで箇所数を増やしていくことが難しいことや、遠方の事業所に通所するのは困難なことから、介護施設の利用を視野にいれたうえでの環境整備が望まれる。</p>	ふじのくに型福祉サービスの推進	静岡県	静岡県	厚生労働省

09 厚生労働省(構造改革特区第22次提案 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係府省庁
1028040	家庭的保育(保育ママ)事業の基準緩和	家庭的保育者認定のための基礎研修及び認定研修の科目及び時間の緩和	<p>保育所、認可外保育施設及び幼稚園における勤務年数など研修受講者の知識及び経験に応じて、一部科目の省略や時間数の削減など研修内容の緩和を図る。 また、県内に1,025か所ある通所介護事業所を活用して場所の確保を図る。 これにより、家庭的保育者、保育場所の確保により、保育サービスの量的拡大が期待されるとともに、通所介護事業所の有効活用が図られる。</p> <p>【提案理由】(課題) 保育ニーズの拡大に伴い、保育所以外の多様なサービスによる量的拡大が求められており、家庭的保育(保育ママ)はこれに対応する有効な手段の1つとなっている。家庭的保育者は、国ガイドラインに規定される認定研修及び基礎研修を受講することが求められているが、研修時間が長時間であり、新規参入が困難となっている。特に、保育士資格を持たない者が受講することとなっている認定研修は、88時間の講習等に加え、20日の保育所実習が求められている。 保育場所のほとんどが保育者の居宅や借家である。</p>	ふじのくに型福祉サービス推進	静岡県	静岡県	厚生労働省
1028050	小規模保育の基準の緩和	小規模保育(20人未満)において保育士に限られている人員配置の要件を、家庭的保育者(一定の研修を修了し、市町村長が認めた者)まで拡大させる。	<p>保育士に準じる形で保育を行うことができる家庭的保育者(保育ママ)が、小規模保育事業において児童の処遇を行うことができるよう、人員配置の要件を緩和する。 また、県内に1,025か所ある通所介護事業所を活用して場所の確保を図る。 これによって、人材確保、保育場所の確保により、保育サービスの量的拡大が期待されるほか、通所介護事業所の有効活用が図られる。</p> <p>【提案理由】(課題) 合併により市町村域が拡大した市町村などにおいて、保育サービスの地域的な需給バランスを迅速に改善する必要がある。また、保育ニーズの拡大に伴い保育所の施設整備を進めているが、多大な時間・予算・労力をかけて行うため、財政状況が厳しい市町の事情もあり、思うように整備が進まない。このため、小回りの利く小規模な保育(20人未満)を実施することで、潜在的な保育需要を考慮しつつ待機児童の解消を図ることとしている。 しかし、小規模保育の実施にあっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)に規定する基準に準じた設備、人員配置等が求められているが、改修の手間や費用、人員の確保が必要となる。(小規模保育は、全国でも2件の実績しかなく、本県では実績なし)</p>	ふじのくに型福祉サービス推進	静岡県	静岡県	厚生労働省

09 厚生労働省(構造改革特区第22次提案 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係府省庁
1028060	一時預かり事業の基準の緩和	一時預かり事業において保育士に限られている人員配置の要件を、家庭的保育者等まで拡大させる。	<p>保育士に準じる形で保育を行うことができる家庭的保育者(保育ママ)等が、一時預かり事業において児童の処遇を行うことができるよう、人員配置の要件を緩和する(家庭的保育者、幼稚園教諭、看護師、社会福祉士、介護福祉士を資格要件の対象に加える)。</p> <p>また、県内に1,025か所ある通所介護事業所を活用して場所の確保を図る。これにより、人材確保、保育場所の確保により、児童の一時預かり事業が促進されるとともに、通所介護事業所の有効活用が図られる。</p> <p>【提案理由】(課題) 生活様式の多様化や核家族化を背景とする子育ての負担感の高まりなどから、長時間の保育ニーズのほか、保育所を利用しない家庭の一時的な保育ニーズに対応することが求められている。 今後の保育ニーズの拡大に伴い、入所児童数に応じて保育所に勤務する保育士数の増加が見込まれる中、一時預かり事業に必要な保育士が不足する可能性がある。</p>	ふじのくに型福祉サービス推進	静岡県	静岡県	厚生労働省
1028070	小規模な放課後児童クラブの国庫補助要件の緩和	安心子ども基金管理運営要領に定める「地域型保育・子育て支援モデル事業」の一般市町村モデルにおいて、①必須要件である小規模保育事業との併設について緩和し、単独で小規模な放課後児童クラブを実施する場合にも対象とする ②人数要件を10人未満から20人未満へ緩和する。	<p>「地域型保育・子育て支援モデル事業」の要件の緩和を提案する。 ①小規模保育との併設要件をなくし、単独実施の場合も対象とする。 ②登録児童数の要件を、10人未満から20人未満に緩和する。 これにより、地域実情に応じた小規模放課後児童クラブ設置促進による待機児童の解消が期待されるとともに、通所介護事業所の有効活用が図られる。</p> <p>【提案理由】(課題) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)は、児童福祉施設に含まれず、施設の設備及び運営・職員などの法令による基準は設けられておらず、国や県のガイドラインで、望ましい形を示している状況である。 本年度から、安心子ども基金を活用し、待機児童解消「先取り」プロジェクト強化事業の一環として、「地域型保育・子育て支援モデル事業」が設けられ、小規模保育と併設する場合に、小規模な(10人未満)の放課後児童クラブについても補助対象となることとなった。 しかし、小規模クラブへの助成要件として小規模保育併設が必須となっていることから、他施設など既存の社会資源や地域の実情に応じたクラブの展開が推進できないことや、10人以上20人未満であって開設日数が200日～249日の放課後児童クラブへの助成制度がないという問題がある。</p>	ふじのくに型福祉サービス推進	静岡県	静岡県	厚生労働省

09 厚生労働省(構造改革特区第22次提案 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係府省庁
1028080	年度途中における保育所面積基準の緩和	<p>・待機児童が多数に上る1歳児に必要な、ほふく室の面積について、年度途中において保育室の面積(1.98㎡)並みに緩和することを可能とする。</p> <p>・「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第32条第3号の規定を、添付資料の根拠法令等にあるとおり読み替える規定を設ける。</p>	<p>年度途中に増加する保育ニーズに対応するため、2歳児に近い歩行が可能となる1歳児について、年度途中に定員を超えて入所させる場合に限り、2歳児に適用される面積基準(1.98㎡)の適用を可能とする。 これにより、年度途中における待機児童の増加を抑制することができる。</p> <p>【提案理由】(課題) 待機児童を年齢別に見ると、1歳児が最も多いが、これは育児休業終了等に伴う保育ニーズの増加に伴うものであり、年度途中には、さらに増加する傾向にある。(本県の保育所待機児童数は、H23年4月366人に対して、H24年1月には1,183人まで増加) 年度途中の保育ニーズに応じて入所させようとしても、1歳児1人当たりに必要な面積の確保できない場合は、入所が困難となり待機児童の増加につながっている。 1歳児には、ほふく室の面積である3.3㎡が適用されるが、発達の状態としておおむね1歳3か月程度から歩き始めることを踏まえれば、かならずしもほふくを前提とした面積を確保する必要はないと考えられる。</p>	ふじのくに型福祉サービス推進	静岡県	静岡県	厚生労働省
1029010	技能実習制度における外国人研修生(技能実習生)の在留期間の延長	外国人技能実習において、研修・実習を併せて3年以内とされている期間を5年間に延長することを提案。	<p>当地域は漁船漁業が盛んで、平成23年浜坂町漁業協同組合の漁獲総額約25億円のうち、底曳網漁業の漁獲金額は約22億円と全体の約86%を占め、当町の中心漁業となっている。浜坂町漁業協同組合では、平成18年から底曳網漁業を対象とする技能実習生の受け入れを開始し、本年までに延べ50名を受け入れ、外国人技能実習制度が定着している。</p> <p>(提案内容)実習期間が現行3年のところ、期間延長を希望する実習生については更に2年延長し、実習期間を最大5年とする制度の緩和を提案。</p> <p>(現状)漁船漁業は洋上での実習という特殊性を持つため、天候の影響を受け易く、荒天により数日間出漁を見合わせる可能性があるため、実習実施機関から実習計画の円滑な推進が窮屈になる可能性があるとの意見がある。また、技能実習の修得に意欲的な実習生からは、他船員を指導できる甲板長並みの技能習熟を目指したいとの要望を受けられることがある。</p> <p>(効果)実習期間の延長により、実習計画の進捗が遅れても余裕を持った実習が可能となり、出漁を多数経験することで、より実践に即した技能修得が確保される。また、甲板長並みの技能修得を希望する実習生が更に経験を積むことにより、帰国後は指導者として後進の育成を担うことが出来、経済発展の推進に一層寄与することが出来る。</p> <p>(その他)関係省庁が懸念する低賃金労働力としての悪用対策として、漁業中央団体と関係省庁で組織する漁業技能実習制度協議会が、全体の監理体制の強化と充実を図っている。さらに、兵庫県及び町が浜坂町漁業協同組合の実習制度運用について助言・指導することにより、実習制度の悪用を未然に防ぐ体制が一層強化された。</p>		新温泉町、浜坂町漁業協同組合	兵庫県	法務省 厚生労働省

09 厚生労働省(構造改革特区第22次提案 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係府省庁
1029020	技能実習制度における漁船漁業の一職種一作業の規制緩和	技能実習第2号への在留資格の変更については、技能実習第1号の活動による基礎2級の技能検定その他これに準ずる検定又は試験に合格していることや、技能実習第2号に応じた活動を技能実習計画に基づき行うことにより更に実践的な技能等を修得しようとする等が要件となっている。	<p>漁船漁業の中で技能実習対象として認められている作業として、いか釣り漁業と底曳網漁業が含まれているが、一職種一作業の技能実習しか認められていないため、二作業を兼業する漁船においては技能実習を受け入れることが出来ない。</p> <p>(提案内容) 漁船漁業で認められている作業を同一漁船で兼業する場合に限り、複数作業の技能実習を容認する緩和策を提案。</p> <p>(現状) 浜坂町漁業協同組合所属の底曳網漁業を営む17経営体の内、3経営体は兼業によりいか釣り漁業を営んでいる。底曳網漁業は9月～翌年5月まで稼働し、6月～8月までの3か月は休漁期として漁具補修作業を行っている。一方、底曳網漁業といか釣り漁業を兼業で営む場合は、11月～翌年5月まで底曳網漁業を営み、6月に艀装を変更して10月までいか釣り漁業を営む事になる。そのため、兼業する漁船が底曳網漁業を対象として実習生を受け入れた場合、技能実習ができる期間は、11月～翌年5月までの7か月となり、それ以外の6月～10月までの5か月は、いか釣り漁業出漁のため実習が不可能となるため、実習生の受け入れが出来ない。しかし、底曳網漁業といか釣り漁業の作業定義を比較すると、必須作業、関連作業、周辺作業、使用する機械・設備等の項目は共通するものがある。また、必須作業のうち安全衛生作業、関連作業、周辺作業は同一の内容である。</p> <p>(効果) 二つの作業を兼業する漁船を技能実習実施機関として容認できれば、技能実習生の選択肢が広がるとともに、異なる技能を効率的に修得できるため、帰国後に於いて日本で修得した技能を本国で幅広く活用できる。</p>		新温泉町、浜坂町漁業協同組合	兵庫県	法務省 厚生労働省
1034010	都市部の地域医療における「鍼灸療養費」と「療養の給付」の併給に関する規制緩和	現行法では、鍼灸に関する「療養費」と、一般診療(療養の給付)との併給は認められないが、薬剤に依らない診療ツールとして注目され、統合医療の主力として期待される「鍼灸」の発展性と特異性を鑑み、将来的な療養の給付への算定を視野に入れた措置として、鍼灸に関する療養費の支給と「療養の給付」の併給を可能とする	<p>鍼灸に関する療養費(以下、鍼灸療養費)と「療養の給付」との併給を可能とすることで、医療と連携した鍼灸活用の拡大を図り、地域医療における将来的な医療費削減と医療サービスの多様化実現を目指す。</p> <p>提案理由: 鍼灸は効果機序が明らかでないことを主たる理由として、「療養の給付」ではなく「鍼灸療養費」として支給されている。このため、同一の疾患に対する療養と鍼灸療養費の併給は認められず、医療と連携した鍼灸活用やエビデンス構築は遅々として進まない。しかしながら地域医療の現場では、地方自治体の福祉サービスや実費診療を活用し、同一疾患に対する保険医療と鍼灸診療の「併用」は既に広く行われており、特に核家族の高齢化が進む大都市部の高齢者医療では有用性が指摘されているが、鍼灸の健康保険適用は現状を反映したものにはなっていない。海外の保険者の動向を見ても、経口薬剤と鍼灸の「併用」は、費用対効果の面から有用と認められており、本邦でも将来的な医療費削減に寄与できると予想できる。鍼灸は、療養算定への熟度がもう一步の、薬剤に依らない強力な診療ツールである。特に都市部の地域医療において、将来的な「効果機序解明」と「療養の給付への算定」を視野に入れた一般診療と鍼灸診療の「併用」促進が望まれる。</p> <p>代替措置: 現在、平成16年10月1日保医発第1001002号などを論拠に、鍼灸療養費支給を6疾患(肩こり・腰痛・神経痛・頸肩腕症候群・五十肩・リウマチ)に限定するのが慣例となっているが、医師の同意書がある場合、6疾患に限定せずに支給を奨励する技術的助言が厚労省から為されれば、限定的ではあるが鍼灸活用による地域医療の充実が図れる。</p>	すこやか鍼灸特区	社団法人東京都鍼灸師会	東京都	厚生労働省

09 厚生労働省(構造改革特区第22次提案 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係府省庁
1034020	都市部の地域医療における「鍼灸療養費」の支給対象疾患に関する規制緩和	平成16年10月1日保医発第1001002号などにより「鍼灸療養費」の支給対象疾患として慣例化している6疾患(1.神経痛、2.リウマチ、3.頸腕症候群、4.五十肩、5.腰痛症、6.頸椎捻挫後遺症)に、鍼灸効果のエビデンスが蓄積されつつある神経内科領域四疾患(一次性頭痛、パーキンソン病、脳血管障害後遺症、認知症)を追加し、鍼灸療養費支給対象疾患を10疾患へ緩和する。	<p>提案理由： 近年、世界保健機関(WHO)では、鍼灸適応症として多様な疾患が認定されているが、本邦の保健医療制度では、高度なエビデンスがないとして、鍼灸診療は「療養の給付」には算定されず、療養費として支給される(以下、鍼灸療養費)。鍼灸療養費は、保医発第1001002号などを根拠として、6疾患(肩こり・腰痛・神経痛・頸肩腕症候群・五十肩・リウマチ)に限定して支給されるのが慣例となっている。しかし近年、鍼灸は薬剤の減量や代替可能な診療ツールとして注目されており、本邦でも、多くの鍼灸適応症を抱える神経内科の領域では、専門診療における鍼灸活用のガイドライン化の動きもある。海外の保険者の動向を見ても、経口薬剤と鍼灸の「併用」は、費用対効果の面から有用とされており、本邦でも将来的な医療費削減に寄与できる。そこで、今後最も鍼灸活用が期待され、専門診療における研究体制も整いつつある神経領域疾患4疾患(一次性頭痛、パーキンソン病、脳血管障害後遺症、認知症)を「鍼灸療養費」の対象疾患として現行6疾患に加え、多様な診療ツールを具えた地域医療の現出を目指す。特に上記4疾患が重大な社会問題となる都市部において、将来的な「効果機序解明」と「療養の給付への算定」を視野に入れた一般診療と鍼灸診療の併用促進により、高度なエビデンス集積も実現できる。</p> <p>代替措置： 厚労省より保険者に対し、「公益社団法人などのしかるべき認可を得た鍼灸診療施設の施術に対する療養費申請に対しては、医師の同意書がある場合対象疾患を問わない」とする技術的指導が為されれば、多様性ある地域医療サービスが実現できる。</p>	鍼灸特区元気が一番	社団法人東京都鍼灸師会	東京都	厚生労働省